

民事判決情報データベース化検討会

第9回会議議事録

- 第1 日時 令和5年6月23日（金） 自 午後1時30分
至 午後4時30分
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
 - 2 利活用に関する規律の在り方について
 - 3 民事判決情報の提供に係る不法行為責任について
 - 4 次回以降の議事、日時等の説明
 - 5 閉会

議 事

山本座長：

ただ今から、民事判決情報データベース化検討会第9回の会議を開催いたします。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は所用のため、中原委員、山田委員、湯淺委員が御欠席、また、増田委員は午後2時20分頃に御退室の予定と伺っております。御欠席の委員からは事前に御意見等を承っておりますので、これまで同様、適宜のタイミングで事務局から代読をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配布資料等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。資料の確認をいたします。まず、「事務局作成資料」でございます。資料の詳細は議事の中で御説明したいと思います。また、会議用資料といたしまして、次回以降の日程等について記載したものを配布しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。事務局作成資料に沿って議論をしていきたいと思っておりますので、事務局の方からまず説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド2を御覧ください。二つ目の丸に本日の会議の内容を記載してございます。本日は、利活用に関する規律の在り方及び民事判決情報の提供に係る不法行為責任について御議論いただきたいと思いますと考えております。

スライド3は本資料の概要となります。利活用に関する規律の在り方について三つの論点を、それから民事判決情報の提供に係る不法行為責任について一つの論点をそれぞれ設けておりますが、論点ごとに御議論をお願いしたいと存じます。まず論点1は、情報管理機関から利用者への提供に関する規律の在り方について、公益的な要請を満たしつつ、訴訟関係人の権利利益が侵害される事態を可及的に防止する観点から、どのような措置が考えられるかという点について御議論をお願いするものです。

スライド5を御覧ください。本検討会におきましては、情報管理機関が利用者に民事判決情報を有償で提供し、提供の対価によって仮名処理を実施するとともに、民事判決情報等の管理を行うという仕組みを念頭に置いて検討が進められてまいりました。情報管理機関は利用者との間で個別に提供契約を締結して、それに基づいて民事判決情報の提供を行うことが想定されています。これまで本検討会でも指摘されてきましたように、この利用者としては様々な方々が想定されるところでして、民事判決情報の提供の意義等に照らしますと、こうした方々には自由に利活用できるような形で民事判決情報を提供することが望ましいと考えられるところでございます。

スライド6を御覧ください。他方、より多くの方々が利用することに伴いまして、対応

すべきリスクも想定されるところでして、例えば、資料に記載したような不適切利用が考えられるところがございます。こういった不適切な利用が行われた場合には、訴訟関係人の権利利益が侵害されるおそれがあるところがございます。一定の規律を設ける必要があるのではないかと考えられるところです。例えば、提供契約の締結を拒絶したり、あるいは契約を解除したりすることができるようにするとか、提供契約において適正な態様による利用を義務付けることなどが考えられるところがございます。もっとも、民事判決情報の提供の意義等に照らしますと、情報管理機関には様々な利用者を公平に取り扱うこともまた求められるところがございます。原則として提供契約の締結を拒んではならないとする立法例や、特定の利用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことを適格性の要件とする立法例もあるようでございます。以上を踏まえ、訴訟関係人の権利利益が侵害される事態が生ずることを可及的に防止しつつ、民事判決情報の適正な利活用の促進を図るため、どのような措置を講ずることが考えられるか、皆様に御議論いただきたいと思っております。以上でございます。

山本座長：

それでは、今御説明がありました論点1「情報管理機関から利用者への提供に関する規律の在り方」について、公益的な要請を満たしつつ、訴訟関係人の権利利益が侵害される事態を可及的に防止する観点からどのような措置が考えられるかという論点でございます。どなたからでも結構ですので御発言をお願いしたいと思っておりますが、事前に提出されている欠席の方の御意見もありますので、これについて事務局の方から代読をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事前に増田委員と中原委員から御意見を頂戴しておりますが、増田委員は現在御出席いただいておりますので、中原委員の御意見について代読させていただきます。

論点1については、契約により利用者の利用態様に緩やかな縛りをかけ、また情報管理機関に利用者の公平な取扱いを求めるという事務局資料の御提案の方向性に賛同いたしますが、利用者に対する規制にせよ、契約締結における公平にせよ、何をもって不適切な利用とするかが根源的かつ難しい問題であると感じました。事務局資料にあるように、想定されるいくつかの不適切な利用態様を何らかの形で例示することが必要でし、同時に事務局資料でも意識されているように、利用の目的の問題と利用の態様の内容の問題は分けて考えた方がよい、つまり目的に関する制約は最小限とする反面、目的が何であれ許されない利用の態様は制約する必要があるように思いました。もっとも具体的な規制の在り方についてアイデアがあるわけではありません。以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。これより御自由に御発言いただきたいと思っておりますので、適宜挙手をお願いしたいと思います。それでは板倉委員どうぞ。

板倉委員：

基本的には契約の中で不適切な行為があれば契約を解除するという方向で良いと思うのですが、論点が二つあると思っております、一つは情報管理機関自身が利用者の立場も有するとした場合に、契約だと同じ法人、自分になってしまうので縛れないと。そういう場合にどうするのかという問題が一つ残るかと思いました。これは論点 3 と関連します。

もう一つは、今まで出てきた話の中で、マスキングなしで使える利用者というのが想定されているという話がありました。マスキングなしの利用者は、通常の利用者との提供契約と少し別にしないといけないのではないかというふうに思いました。マスキングなしの利用といっても、恐らく原告・被告の個人名で何か内容を通じて分析するというのはいないので、恐らく住所部分、これを地域的に分析したいというニーズではないかと思いますが、生データを使える人は普通の利用契約と違うものになるのではないかと。これも具体的なアイデアがあるわけではないですが、そこを覚えておいた方が良くないかと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

本日は早退することを失礼いたします。論点 1 については、民事判決情報を利用者が正しく理解した上で利用するということが第一前提だと考えております。消費生活相談において、このような判決があるので自分の考えは正しいという趣旨で判決の一部を切り取って主張する事業者、あるいは相談者もいました。そのような場合、判決を確認したところ、判決を正しく理解していなかったり、あるいは理解不足であったりということがございました。消費生活相談に利用するだけであればそこにとどまりますけれども、それが SNS 等で発信されるとなると、一般の方に対して間違った情報提供ということにもなります。また、自分で購入した情報というのを自由に利用してよいという認識で、結果的に不当な利用となってしまうということも懸念されます。訴訟関係人の権利利益への直接の侵害というふうにはならないとしても、理念として適切な利活用をするということを掲げておく必要があると考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

私も基本的な考え方は資料に書いていただいたようなことではないかと思っております。利用契約、こちらから言えば提供契約を、一定の場合に解除する権利というようなこともあり得るかと思いますが、情報の性質上、渡してしまった情報は結局利用者側で端末等にコピーされる可能性が高いと思いますので、実質的に意味があるとすると、提供の拒絶ということではないかというふうに思いますし、そうなるとインパクトとしては大きい。立法例として御指摘のような立法例があることはそのとおりですし、また別のところ

で進行している議論で、例えばサイバーセキュリティの関係で、汚染と言いますか、サイバー攻撃の踏み台にされたサーバーを一時的に切り離すというようなことも認められてよいのではないかという議論も別の文脈で進められていますので、全く不可能なことではないかと思いますが、かなり影響が大きいことは事実ですので、ある程度の指針が必要だという中原委員の意見はそのとおりだと思います。この問題について少し大きなことも考えているのですが、それは後で時間があれば申し上げることにして、一旦具体的な意見ということでここまでにさせていただきます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

基本的には表現の自由とか学問の自由等の観点から、裁判はもともと公開されているという点を踏まえると、やはりこの利用目的や用途を限るような趣旨の規定を設けるのは適当ではないと考えております。このような観点から、利用者の適格性の規律であるとか制限というのでも適当ではないのかなと思っております。今回はスキームが利活用機関という名称ではなく、一律に利用者とするような資料のお示しの仕方になっているとすると、情報管理機関として資料に書かれているような不適切な利用が行われることがないような適切な措置を講じる必要が一定程度出てくる場合も考え得るかと思っております。例えば生データの話であるとか、提供されるデータの中身とかファイル形式、それから仮名化の程度であるとか、その個別の判決情報にアクセスする仕組みがあり得るのかどうかとか、そういったメニュー等が定まらないと、この資料に書かれた不適切な利用というのが、具体的にどの程度起こり得るのかがなかなか想像しづらいかと思っております。なので、これが決まらないと完全に整理するというのはなかなか難しいところがあるかと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

私からは、契約の締結を原則として義務付けた上で、例外的な需要がある場合にはその締結の拒絶を可能とするという立法例に関してコメントがございました。資料の 7 ページにある、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 8 条の仕組みというのは、原則として情報提供契約の締結を拒絶してはならないとしていて、例外的に未払いの料金があるときその他法務省令で正当な理由があるときには拒絶ができるというものですが、こういった契約締結の義務付けと例外としての拒絶の許容という立法例は、いわゆる公益事業の法制ではよく見られるところで、電気通信事業にもありますし、行政法で有名なのは上水道の供給契約です。そこで問題となるのは、原則として契約を締結しなければいけないとしても、例外として拒絶を認める理由をどう考えるのかという点でして、今回資料でお示しいただいている例外要件の定め方というのは、比較的明確に法律及びおよび

省令で例外事由を列挙するという方向性のものです。未払料金があることというのは法律のレベルで明確に書かれていますし、その他法務省令で定める正当な理由があるときというのも、正当な理由の中身は法務省令で定めるということになるので、契約締結を拒絶できる場面というのを法律、省令ではっきり書いておくという立法例です。他方で、電気、水道や電気通信事業に関しては、正当な理由がなければ供給を拒んではならないというような、ある程度一般的な条項だけが法律に置かれていて、何が正当な理由に当たるのかというのは解釈に開かれているという状況です。恐らくどこでも共通している例外は、相手方が求めるとおりのサービスを提供してしまうと、特に水道や電気だと顕著なのですが、ほかの利用者に対して供給量を減らさなければいけないなどの支障が生じる場合といった、供給する財が限られているのでその分配の要素が出てくるときです。そういうときには、締結を拒絶して一旦少し様子を見るということも許容するというものが多いので、そういうものが今回あり得るのだとしたら、そういうものを列挙するということはあるのかもしれないですし、そういった定型的な事情が仕組みにくいということであれば、ある程度一般的な条項で例外を書くにとどめざるを得ないのかもしれないとも思います。私は直感的には、情報管理機関にあまり広く裁量的に契約を拒絶する余地を与えてしまうというのは、このデータベースの仕組み全体からするとあまり望ましくないように思いますので、この資料に挙げていただいたような、法律・政令に限定列挙するという方針が望ましいというようには現状考えているのですけれども、締結を拒絶すべき事由がなかなか事前に決めづらいということになってきますと、これは公益事業法制のような一般条項にとどめるということもひょっとしたらあるのかもしれない、その辺りのバリエーションがあるということだけひとまずコメントとして申し上げたいと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

利活用機関を挟まないスキームの考え方にまだなかなかついていけないのですが、ただ、資料のスライド5枚目によれば、利用者の中でも一次利用者と二次利用者がいると。これが一般的な利用の仕方であって、一次利用者の中にデータベース会社等以外の者が入ってくるとすれば、それは法律実務家等という一応の想定がされています。この法律実務家、研究者、リーガルテック企業、行政機関等ですが、そうなるこの人たちは基本的に悪用しないだろうということが想定された上での話ということになりますかね。なので、そうすると基本的には信頼してもいいのだと、使い方についていちいち縛る必要はないのだと、そういうことになるのかもしれませんが、ただ、研究者といっても幅が広いので広くあり得るし、そこに列挙された人以外の人でも直接情報管理機関に取得を申し込むということがあり得て、公平な利用を可能にするのだということになると、事実上ここで想定している人以外の人が入ってくるということは否定できないわけですね。

そういったことを考えると、基本的に二次的な利用というのは別途可能だと。それも出版社等の付加価値の付いた情報がそちらで保障できるということを前提にした上にもかかわらず、情報管理機関から取得するという人を想定してどんな規律が考えられるかということを考えるわけですが、そこでの利用の仕方というのはある程度網羅的な情報取得であったり、継続的な情報取得であったり、更には可能であれば仮名化前のデータ取得というようなことが想定されますね。それで、そのための規律をどうするのかと。利用目的によってあらかじめ制限するのはなかなか難しそうなので、そうすると、匿名では利用できないようにして、本人認証と提供されたデータというのは必ず記録しておくとか、それから当該情報取得者がそのデータを悪用した場合のサンクションを規律しておくとか。悪用した場合というのは、その要件を書き込むのは難しいのですが、少なくとも他人の権利を侵害したとかそういうようなことになりますかね。サンクションというのはいろいろなパターンがあらうかと思います。場合によっては刑罰なり過料なりも考えられなくもないし、そうではなくて将来についての利用拒絶ということも考えられないでもないと思いますけれども、そういうようなことになるのではないのでしょうか。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員どうぞ。

小塚委員：

少し時間がありそうなので、先ほど申し上げた大きな話を発言してよろしいでしょうか。皆様おっしゃるように、利用目的を限定するというのはなかなか難しいであろう、申請する一次利用者に利用目的を書かせるぐらいのことはあってもよいと思いますが、とにかく目的によって拒絶するというのは事実上難しいであろう。そうなってくると実は、そもそも情報管理機関がインターネット等で全ての判例情報を貼り付けて公開してはどうしていけないのだろうかというように考えるわけです。そんなことは日弁連の法務研究財団以来一度も議論していないし、私も別にそうしろと申し上げているわけではありません。ただ考え方としてなぜそうしないのだろうかということを考えるわけです。それは、一つは、今皆様が抽象的にであれおっしゃったように、やはり何か悪用の可能性がある、現に破産者マップみたいな事件もあるという中で、したがって、それはミニマムであってもある種ふるいにかけて、その相手方だけに提供するという形なのだと、そういうこともあるのだと思います。もう一つは、利用目的を限定するわけではないのですが、一次利用者としてデータベース会社、あるいは判例誌出版社等々が大きな存在として想定されている。それらの事業者というのは、これまでも日本の法の発展に非常に大きな役割を果たしてきたと私は思います。海外からは制定法と言われながら、実は判例法に匹敵するような判例の質・量の充実があるというのは日本の大きな特徴で、そこには公式判例集だけではなく、商業的な判例誌、判例データベースの果たしている役割が非常に大きいと思います。そういった、言わば法と司法のエコシステムが、変わってはいくでし

ようけれども、今まで果たされてきたものを壊すことなくこのエコシステムを新しい時代に適合させていく、そういうことがあるのかなと思うわけですし、そんなことも踏まえてこの提供契約を通じた提供の形、そしてその提供契約の適正さというものを緩やかに規律していくという形がトライできるのかと私は整理をしております。そういうそもそも論も少しは考えた方が良くないかと思ひまして発言させていただきました。

山本座長：

ありがとうございました。この論点1についてほかにはいかがでしょうか。小町谷委員どうぞ。

小町谷委員：

全然さ末な論点なのかもしれません。この利用契約と呼んでいるものが、いわゆる約款をウェブサイト上に出して、その約款に同意して、また申込みの届出の事項が約款に合致していれば、それだけで契約が成立するというような形になるのかどうか分からないのですが、多分ウェブサイト上に掲示するとかなり多くの利用者の申込みがあるのではないかという感じしております。どういう形の利用契約を締結するのかという締結方法のようなものも一旦検討しておいた方が良くないかと思ひました。

登記情報の方の利用約款を見ますと、法律では利用契約の成立を拒絶することができる形になっているのですが、利用約款は実はそのようになっていないように読めまして、拒絶することがあるというような形というよりは、届出事項がきちんと確認できれば一旦契約が成立して、後は禁止事項に違反したり、ほかには支払いをしなかったりした場合に解除が認められるというような形に読めるのです。もともと入口でかなり縛っていく方向性をとるのか、一旦受け入れながらも非常におかしい使い方をしていない場合には解除で使えないようにする方向性にするのか、そこの枠組みを考える必要があるような気がいたしました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

今小町谷先生がおっしゃられたことで申しますと、私は何となく後者、つまり後ろで縛るイメージかと思っております。制度の建前として考えたときには、本来この判決情報はアクセスしたいと思う人が皆アクセスできるようにする。情報公開制度でも、何の目的でこの情報の開示を求めるのかということはいちいち聞かないわけでありまして、それと同じような、しかも本来行政内部の文書とは異なって公開される裁判の判決について、誰がどのような目的で欲しいのかを事前にチェックする必要はあまりないと言いますか、現に問題があったときにそこで縛っていくべきであって、欲しいという人は、もちろんこのデータベースの正当なコストを負担してということであると思ひますが、しかし広く提供を受けられるようにするというのが本来あるべき理想でありそこを目指していくべきだと思ひます。

他方で、現実の問題として言えば、ここで実際に提供を受ける方として第一次的に想定されるのは、これまでの判決情報をめぐるエコシステムがやはり実際には出発点になるわけで、その間を円滑に現実の情報の流れができてくるエコシステムを拡張していくことと、最終的に目指していくような方向の間を見据えながらどうやって埋めていくかということなのだろうと思っております。

そうやって考えましたときに、情報管理機関において一定程度、この目の前の人は使ってくれる人で、ちゃんとお金も払ってくれる人で、不当利用はしない人だなということもある程度考えながら、しかしできるだけ門戸を広げて契約を結んで提供する。ワンショットでの情報の提供は当然にあり得るだろう、特定の目的で研究者がこれらの情報が欲しいということで提供を受けるといった場合もあり得ると私は思います。しかし、基本的には、継続的に判決のデータの提供を受けるということにメリットがある利用者のことをまず規律の基本的な一つの類型として念頭に置いて考えていく場合には、やはり継続的に提供が受けられなくなるとそれ自体事業の継続が危ぶまれる事態になりますので、そのところで不当利用がないように担保し、ワンショットの提供を受ける利用者には別途の制裁によって不当利用の抑制を図っていくべきでありまして、この情報管理機関のところであまりに強い精査を行うということは現実的にも不可能であると思えます。また、その情報の流れという観点から見ますと、検閲であるとか、何の資格があつてそういうことをするのかといった問題も起こり得るといふふうに思います。

そうやって考えますと、基本的には情報管理機関が、この提供を受けたいと思った人が出てきたときには、こういう条件であれば提供のための契約を結びますという約款のようなものをやはりしっかり定めて、それを前もってきっちり示しておくということが大事であり、そのときにその約款が適正であることを担保することが大事であるだろう。そうであるとしみますと、例えば法務省に対して、情報管理機関が約款あるいはその変更届出をすとか、そこにおいてあまりにも不当に高い対価であったり、変な契約解除条件を定めているということがないようにして、この民事判決データの適切な流通を図っていくという観点から見て管理機関に適正な権限と同時にそれが乱用されないような規律を、この認可だったり情報管理機関に関する法務省のコントロールとして持っている。その中の一つの核として約款の届出制のようなものを入れておくのがよいのではないかと思っております。雑ぱくですが私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

共通認識のために少しお聞きしたいのですが、約款にしたら割とみんな申し込むのではないかと小町谷委員はおっしゃったのですが、恐らくこの情報管理機関との契約は、サブスクか、あるデータのセットで売るかのだちらかだと思っております。事務局が分けてくれていた①の方は、要するに今の判例データベース会社は、恐らくサブスクで月何百万円か

で契約をすると。他方で、研究費等で研究をしたいという場合は、1回何百万円とかで申し込んでデータを買うのではないかと思うのです。この金額がいくらによっては、実質的にはそんなに簡単には申し込まないのではないかと思います。私が今言ったぐらいの金額感で大体イメージは合っていますかというのは一度確認した方が良いのではないかと思います。これが月3万円とか5万円だったらポコポコ申し込んでくると思うのですけれども、月200万円だとそんなには結局申し込んでこないかと。セットで売るにしても、そのセットのバルクはボリュームがあまり少ないものではないというイメージで私はいて、割と大きい研究費が入ったので何百万円かで研究しようとか、100万円よりは小さくないようなつもりで私はいたのですが、皆さんのイメージはどうなのでしょう。

山本座長：

ありがとうございました。それでは事務局の方から今のところで少しお答えいただけますか。

事務局：

渡邊です。先日、大坪弁護士から御報告があったとおり、現在、日弁連法務研究財団において、情報管理機関における事業の在り方について調査研究が進められているところでして、私どもの方で料金体系についてどのような検討が進められているのかということとはなかなかお答えし難いところではございます。ただ御指摘のように、利用のされ方として、データベース会社などは恐らくサブスクのような形で使われるのでしろうし、あるいはどうもワンショットで使われるという場面もありそうにして、その辺りを念頭に置いてどのような料金体系を構築することが適当なのかという点は、なかなか悩ましいところとは聞いております。大変恐縮ですがこの程度で御容赦いただけたらと思います。

板倉委員：

ありがとうございます。難しいのはよく分かるのですが、我々が契約書を書くときに、無料だったら全ての申込みに承諾するつもりで約款に書きますし、仮に利用規約みたいなものだとしても、今言ったような3桁万円のものだと、実質は申込書できちんと登記とか付けてもらって出して、みたいになることが多いので、最初の契約の在り方は結局料金とリンクしてくるかなというところです。

山本座長：

ありがとうございます。重要な御指摘だったかと思えます。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

今のお話の続きであります。宍戸委員がワンショットの情報取得と言われたときに、ワンショットの意味がよく分からなくて、1件あるいは数件等という特定の判決情報を情報管理機関に取得を求めるという意味なのか、それとも大きな研究費が入って、こういう分野の研究がしたいというところで一定のまとまりのある判例情報の提供を求めるという意味なのか。後者だとしても、それが付加価値をあまり付けない情報管理機関に可能な

のかというのは疑問があるところですし、いずれにしても判例データベース会社があるわけですので、そちらが情報提供をしているときにワンショットの情報取得が果たして必要なのかというのはよく分からないところではありました。

それから検閲という話も少し聞こえたのですが、これも判例データベース会社等が匿名でも利用可能、匿名というのは、要するに個々の情報を誰がどう取得するかというところをひも付けられない形で利用可能だということを前提にするならば、情報管理機関からの情報取得は、利用者側も徹底して透明性を要求されるということがあっても良いのではないかと思うわけです。そういうところで研究の自由を保障しなくても、ほかのところでは保障できるのではないかと思います。利用者を制限するときの一つの問題は、例えば反社会的勢力はどうするのかということもありますね。これは、利用者にそういう人ではないということを誓約させて、もし後でばれたら詐欺罪になるといったようなことでいくのか、それともそれは全然問わないでやってしまうのかという辺りは議論の余地があるのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

町村先生、ありがとうございます。私がワンショットと申し上げたのは正に後者のことでもございまして、私もよくイメージができていないまま申し上げて混乱を招いたかもしれません。例えば情報管理機関で、これはこういう判決の類型、これはこういう判決の類型みたいなタグ付け程度のことを初歩的にやるようなことがあったときに、この会社関係紛争について1年分丸ごと頂戴、ほかの名誉棄損みたいなものは要らないという形で買うということがあり得るのかなと思っておりました。ないのかもしれませんが、一応両方選んでおいた可能性としては今の段階であってもいいのかなと思いましたが、今先生がおっしゃられましたとおり、結局それは管理機関が何をどこまでやれるようになるかによって変動するところでもございますので、必ずワンショットで提供できるように管理機関を作るべきだとか、そういう業務にすべきだという趣旨まで申し上げるつもりはもちろんありませんので、この点は申し上げておきたいと思えます。

それから2点目におっしゃられた点もそうだなと思いつつ伺っておりました。私が検閲と申しましたのは、やはり情報をもろう資格があるということについて言えば、ライセンシングを行う、そしてそこにおいて公的な主体あるいは公的な主体の影響下にあるものが、何か本来的な観点とは異なる選別を行うということになれば、やはりそれは非常に大きな問題があるだろうという趣旨で申し上げていたところでもございます。

他方で、およそ反社会的勢力である事業者と契約してはいけないというような、ある意味での、この判決情報データベースに限らず一般的な企業間の取引でありますとか、あるいは公的な主体が行政契約を結ぶといった場合に、それは排除されるべきことというのは当然に排除されなければいけない話でありまして、それは相手が誰だからということ

とは少し別だろうと思います。それについては、恐らく約款で普通の契約の内容にあるようなこと、反社会的勢力ではないところとか、反社会的勢力だと分かった場合には提供しませんとか、経営の基盤がしっかりしていないのでちゃんと料金が払えないようなところとか、あるいは役員が何らかの欠格事由に当たるような企業体とは提供契約を結ばせんとか解除しますといったことは当然にあり得るのだろうと思います。そういったことも含めて約款的な規律と、そしてそれを乱用されないように確保するといったことを考えていくべきかと思っております。長くなりましたが私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

板倉委員の共通認識のことに関連してなのですが、私が申し上げたのは、利用約款にしてそれをウェブサイトに掲載するかどうかという点なのです。利用約款があってもウェブサイトに掲載しないで、申込みがあったときにそれを提示して約款に同意をもらうかどうかというやり方もあるという趣旨を言いたかったのですが、それが1点です。

あと、利用するデータ量についてですが、それは情報管理機関がどのように設計するかによると思います。どのようにどこまで検索できるようにするかということとも関係してくると思います。これまでのお話だと、例えば1回限りの研究者の方がある分野の判例を欲しいというような場合、期間をかなり限定した形でもらいたい場合には、100万円単位でない、金額が低い場合でもそうした申請があるのではないかという気がしているのです。それはこれからの利用料金の設定やほかのいろいろなことによって変わってくるかもしれませんが、金額感については、私はもっと低いものがあり得るというイメージを持っております。

それと先ほど言い忘れてしまったのですが、情報公開法の場合には利用目的は書かないということが前提になっておりまして、私はこの判決の公開も同じように利用目的を明示する必要性はないというふうに考えておりますので、ここで改めて指摘しておきたいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

度々失礼いたします。イメージを合わせるということでしたので。まず、1回限りと言われたときに私が持っているイメージですが、現実に一橋大学のチームと私が御一緒させていただいた現実のケースですけれども、判決をAIで解析して判決予測を行ってみるというので、1万件程度不法行為関連の民事判決を利用すると。これは実際には商業データベース会社から提供を受けたのですが、そういうような利用の仕方、これが私のイメージする1回限りということ。ただ、1回かサブスクかという区別をしますと、例えば新たなデータベース会社が新規参入するときには、今後はサブスクをすると同時に、それ

以前のデータは言わば1回限りで提供を受けることになるわけですね。ですので、私はあまりその差ではないような気がしていて、どちらかと言うと、範囲を限定した〇〇についての判例とか××の判例という範囲を限定した請求なのか、包括で、要するに公開し得る全ての民事判決を取得したいという契約になっていくのかという、その違いなのではないかと理解をしております。

そして、この包括の方は、情報がどこまでどうかという話もありますが、例えば反社会的勢力もそうですが、海外の正体のよく分からない企業がお金ならいくらでも払うからと言って、日本の民事判決を全部包括で、しかも将来にわたってサブスクで契約してよいものかと、その辺りは私自身でも答えの出ない問題があるということを申し上げておきます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

ほかの先生方の御意見を伺いながら、私もどういうイメージを持ってよいのかよく分からないと思っておりました。今もその状態で発言をさせていただくことをお許しいただければと思います。いくつかの問題、論点が含まれているような気がいたしますが、一つは、どういう人にどういう形で利活用を行ってもらうことが理想なのかというある種の理想論の問題というのがあるかと思うわけです。しかし、そういった理想論はともかくとして、何かこういう利用がしたいと言ってきた人に対してどのような対応をとるべきなのかという、ある種の規制論といいたまいますか、自由な利活用を認めるという前提をとるのか、それとも一定の目的なり一定の利用形態の人だけに利用を認めるというような仕組みを作るのかどうかという問題、その両方が今の議論で含まれていたような気がするのです。理想論の話は確かにあるかと思うのですが、ここでは後者の規制論の問題として考えるべきなのではないかということをお自身は考えております。

その前提で一つ申し上げますと、今ここで私も含めて委員の先生方が一生懸命考えて議論しても、利用者の属性を含めてどういう人がどういう利用形態の利用を申請してくるのかということは、人間の想像力には限りがありますので、全部を網羅して事前に想定するということは基本的には恐らく不可能だろうという気がします。ですので、私の現時点での考えとしては、ある種の典型的な利用を想定した利用契約のようなものを利活用機関に結んでもらうということは想定するとしても、それ以外の利活用の申請があったときにどうするかは事前に全部決めるというわけにはいかないのではないかとことです。それは実体的にどういう利用を認めるのかということをお事前には決められないということであり、しかし手続は決められると思いますので、手続の方を決めておいて、その中で実際に出てきた利用申請に対してどう対応するのかを決めておく。そこまでしかできないのではないかとイメージを持っております。それがいわゆる利用契約の締結という形になるのかどうかも含めて、それが出てきたときに利活用機関の方で判断す

るという仕組みにせざるを得ないのではないかということでもあります。もちろん何でも利活用機関が決められるというのはやはりまずいわけですので、大方針のようなものは決めた方がよいということはあると思いますが、いずれにせよ何かしら事後的に、利用申請が出てきた段階で、利活用機関だけで決められないということであればそれを法務省側できちんと照会を受けて回答するというような仕組みにした方がいいのかもしれませんが、そういうことも含めて、事後的にきちんとした判断が出てくるような仕組みをあらかじめ作っておくということが重要ではないかということを考えてところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

何度も恐縮です。私はあまり小ロットの販売の機能を情報管理機関に持たせない方がよいと思っていて、判例データベース会社等によって確実に全件入れるデータベースが複数できるので、それはそちらにやってもらうとして、相当数、10万件以上とかのイメージでおりました。なので、そこは小町谷先生と私で若干イメージが違ったと。他方で、自動的にデータベースから購入していって来て、何にも世話をしなくていいのだったら小ロットだって販売した方がいいのかもしれませんが、それはそれで今度は①の方の二次利用者の民業圧迫だということもあり得るので、その両方を考えると困ったなというところで、特に結論はないのですけれども小町谷先生へのお返事です。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは論点1の基本的な部分と言いますか、この論点1に挙げられています、特段の事情がない限りは提供を求める者に対してその求めに応じて提供する、提供義務と言いますか、そういうことが望ましいと。他方で、やはり一定の問題が生じることはあり得るので、それに対して何らかの対応、規制、制限というようなものが必要だろうと。この辺りまではおおむねコンセンサスがあったということかと思いますが、その後は、そもそも利用形態としてサブスク、ワンセットあるいは範囲を限定するとか包括的等いろいろありました。ここは恐らく情報管理機関の方で定めていかざるを得ないところで、そういう利用形態に応じてどういう規制を施していくのかということについては、若干私の印象ではそれぞれが持たれているイメージに違いがあるような気はしました。政省令含めて法令レベルで相当程度明示をして限定列挙で中身を決めていくべきではないかというような御意見もあったように思いますが、他方では、やはりなかなかそういうものでは決められないのではないかと、情報管理機関が一定の約款等で定める、またそうであったとしても必ずしも明示的な定めというのには限界があって、どういう利用形態をされるかという将来にわたる予測ということもありますので、ある程度一般的な形で決めざるを得ないのではないかとというようなイメージで語られる方もあったかと思えます。また、その規制の方法につきましても、その入口段階での規制それから事後的な契約解除、また悪用された場

合のサンクションの在り方等々についてもいくつかの御意見を頂いたかと思ひます。と
いうことですので、もう少しこれを具体化していく必要があろうかと思ひますので、この
点もまた事務局の方で御検討をいただければと思ひます。

それでは、引き続きまして論点 2 の方に移りたいと思ひます。これもまず事務局の方か
ら説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド 11 を御覧ください。論点 2 は、利用者に関する規律の在り方につ
いて御議論をお願いするものです。スライド 12 を御覧ください。民事判決情報につきま
しては、これまでいろいろ御議論いただいておりますが、その利用のされ方によっては訴訟
関係人の権利利益が侵害される事態が生じるおそれがあることも想定する必要があろう
かと思ひます。本検討会におけるこれまでの議論の中でも、既存の制度との整合性なども
しっかり検討・整理するよにという御指摘を頂いたところですが、一例を挙げますと、
例えばこの資料に記載がありますよに、刑事罰が設けられていることもありますし、あ
るいは提供契約に基づき提供を受けた民事判決情報の利用者が、仮に個人情報取扱事業
者に該当するのであれば個人情報上の規律に服することにもなります。また、この後の議論
にも通ずることですが、民事上の不法行為責任等を負うことも考えられるところござ
います。また、情報管理機関と利用者との間の契約ですとか、その利用者と二次利用者との
間の契約を通じて不適切な利用を禁ずることも想定できる場所です。こうした既存
の法制度等に加えてさらに規律を設ける必要があるかどうかについて御議論をお願いし
たいと思ひます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。論点 1 との関係で御意見を頂いたものもあつたかと思ひま
すが、改めてこの論点 2、既存の何らかの利用者に関する制限や利用のされ方について、
不適切な利用を禁ずるよな措置に加えて、別途何らかの規律を改めてここで設ける必
要があるのかという問い掛けかと思ひますけれども、御自由に御質問・御意見を出して
いただければと思ひます。この点につきまして増田委員はもう退席されていますので、事前
に頂戴した御意見を事務局に代読いただければと思ひます。

事務局：

渡邊です。増田委員の御意見を代読させていただきます。

訴訟関係人の権利利益が侵害されている、個人が特定されるなどについて、不安に思っ
たり削除要請をしたい場合に、申出先を設置していただくという理解でよいでしょうか。
実際には権利利益が侵害されていない、個人は特定されないというケースが多いと思ひ
ますが、インターネット上の誹謗中傷事案等では自分のことだと思つてしまい、苦情とな
っているケースがあります。消費生活相談にも相談が寄せられる可能性がありますので、
権利利益の侵害等についての考え方について FAQ を作成していただくと助かります。

以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは御自由に御議論いただきたいと思いますが、まずは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

こちらは特段の規定は要らないのではないかと思います。判決を基にみんなが議論するというのは、当然想定された民主主義の中での議論の在り方ですので、それを超えて法に反すればそれは問題があるというだけで、特段ここで上乘せは要らないのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員どうぞ。

小塚委員：

ありがとうございます。私は法令において、御指摘いただいた個別の規制・条文以上に何か禁止事項が必要だとは思いませんが、同時に情報管理機関からの提供契約の中で、場合によっては一次利用者である判例データベース事業者から二次利用者への利用契約の中で一定のことが規定されることはあり得るし、それは別に不適正ではないというふうに考えます。特に提供を受けた人が独自にネット上などに受け取った判決を次々に公開していくというようなことを認めてよいかという私はそうではないような気がするし、それは情報管理機関からの提供契約の中の禁止事項に入れておくべきことではないかと思います。そして、そういうことができるのだとすると、若干規制的な色彩が出て嫌だとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、情報管理機関からの利用規約の中で、例えば日本国の法令及び当規約に定める条件を順守して利用していただきたいというようなことを書いてもよいのではないかと。日本国の法令というものの中に個人情報保護法も刑法も全て含まれるというふうなイメージを私は持っています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。宍戸委員お願いします。

宍戸委員：

今小塚先生がおっしゃられたことに基本的に私は賛成なのですが、もう 1 点付け加えておく必要があるかと思いますのは、規律という言葉の裏にも関わるのですけれども、何かこの判決データのリテラシーみたいなことについて、それは管理機関がやることなのかと言われると管理機関だけがやることではない気もいたしますけれども、全体として底上げしていくような取組があった方がよいのではないかとと思われるところです。今小塚先生から個人情報保護法を含めた法順守をというお話がございましたが、例えば判決データが管理機関から利用機関へ、利用機関から更なる最終利用者へと流れていき、最終利用者が個人であるというときには、その最終利用者である個人は、個人情報取扱事業者ではない。板倉先生は個人情報取扱事業者かもしれませんが、一般の人、私などは別に個人情報取扱事業者でもないということで、さあどうする、法的な規律はかかっている

ないということになり得るわけであります。他方で、我々が判決データをもったからといって、好きなように使って他人の名誉やプライバシーを侵害するというをやってよいかというとそれは当然によくないのでありまして、それは民事上の責任あるいは刑事上の責任で追いかけてくる場所があるわけであります。また、判決文を例えば「ここにこう書いてある。ほら見ろ、こうだ」というふうに切り取って載せるみたいなことをしていると、それは引用の仕方として間違っていて、あるいは判決の参照の仕方としてふさわしくないといったことがあるわけでございます。

これまでのところは、もともと裁判所から社会全体に提供される判決の量自体が一定程度限られており、またそれについては、先ほどの小塚先生のエコシステムのお話に関わりますが、例えば判例雑誌であったり商業誌だったり、あるいは一定の費用がかかるデータベースであったりということによって、ある程度判決データの取扱いについて、何らかの規範が緩やかに共有されていた部分が一応あったと思うのですけれども、今後その大量の判決をデータとして裁判所から御提供いただき、社会全体に行きわたっていくという中で、その使い方であるとか、そこで判決データにこう書いてあると言われたことについての受け止め方について、ある程度社会の中でこういうものだという理解をいろいろ広げていく、あるいはこれは法教育の一部分でもあるのかもしれませんが、そういった取組が大事なのではないかと思います。そういったことがあった上で、悪用的なことがあるというときに、利用者に対して何か規律をというので一般の民事・刑事規律とは違うものということはあるのかもしれませんけれども、まずはそれと、繰り返しになりますが管理機関と利用機関の間の、あるいは管理機関が利用機関に対して提供するときにエンドユーザーに提供するときに気を付けてねということを求めるようなことを入れていって、規範を形成していくことを促していくとか、そういったことの全体的な取組が必要なのではないかと思っておりますので一言申し上げておきます。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

今までの御発言の先生方は特段の規律は必要がないという、むしろ法教育の方を充実させるという御意見のように思いましたが、懸念があるとすれば、やはり破産者マップや債務者マップのようなものを作るとか、要するに仮名化されたデータであっても実名に復元することは比較的容易でしょうし、そういったものを、直接それで何らかの名誉棄損などをしなくても、例えば名簿屋的によそに売るとか、そういうような行動というのは違法なんでしょうかね。個人情報保護法上は違法だとなり得るのかもしれませんけれども、これは破産者マップ事件でも分かるように、あまり実効性は伴っていないのではないかと。徹底的にやってもやはりどこまでも追いきれないというところがありますし、そうなるとなかなかこれは全然大丈夫なのですよというふうに言って世の中が納得するかというと、そうは思えないというところがあります。かと言って、どうすればいいかというとな

かなかアイデアもないのですけれども。それから、例えば信用機関が自分の持っている情報とその判決情報とを組み合わせた情報をセットでほかに利用させる形で売るとか、そういうような形での名簿屋的な利用のされ方というのはなかなか抑えるのは難しいのではないかという感じはします。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

私どもも町村先生と同じような問題意識を持っておりまして、これは情報管理機関の方でも言えることかと思うのですが、例えば利用者において、大量のデータを、二次利用者であるとか三次・四次利用者というのも考えられると思うのですが、そのような方たちに提供する際に、このような提供先の記録を作成したいとか保存を求めるということで、仮にこの情報を不正な目的で取得した者がいた場合に、やはり事後的に提供先を特定できるような仕組みであるとか体制、民事判決情報提供のトレーサビリティのようなところを確保することというのも必要ではないかという意見が複数の司法書士から上がっていました。これについては、個人情報保護法第 29 条の中で、取扱事業者の個人データを第三者に提供した場合における記録の作成保存義務に関する規定がございますので、そのような規定と同趣旨の規律を設けるということも考えられるのかなと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

まず、一般の人でも破産者マップのようなことをやると、それは直ちに個人情報取扱事業者になりますので、そういうときは、一応個人情報保護法はかかるという前提で、恐らく今町村先生が御心配されているのは、生データをもろう利活用機関の問題ですので、また論点 1 に戻ってきてしまうのですけれども、生データをあげる契約だけはやはり別の規律にした方がいいのではないかと思います。生ではない場合は、結局判例データベースを普通に契約して使うのと変わらないわけですので、やはりそこはあまり上乘せ規律というのはなじまないだろうと思いますが、生データをもらえる利活用機関だけはやはり別立てで検討しなければいけないのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

先ほど小塚委員から、契約の中に法令を順守することというような規定を設ければそれでよいのではないかという御発言があったように思いますが、それに関連して一言申し上げたいと思います。昨今の民事契約の中では、こういった法令遵守規定のようなものはよく用いられるというところがありまして、契約の形でなくても、例えば会社法などで

すと法律の条文にもそういう規定があります。また、一般的にもコンプライアンスということがよく言われていまして、会社の関連ルールの中に、これも民事ルールの一環だと思えますが法令遵守が盛り込まれるというのはよくあるので、商法の先生方などからするとあまり違和感のあるようなものではないということなのかもしれないと思うのですが、そういう形で一般の法令解釈がそのまま民事契約や民事法ルールに流れ込むという構造をとりますと、私は必ずしも良いことばかりではないという印象を持っております。と言いますのは、もともとの法令の規制ないし解釈の中身が明確であればよいわけですが、その条文解釈自体がかなり曖昧になっているケースがあるわけです。今日事務局からお示しいただいた個人情報保護法の条文の中で、殊にこの問題に関係する個人情報保護法第19条はかなり曖昧な要件設定になっているわけです。このような曖昧な規定でも、個人情報保護法の世界だけで考えれば特に罰則がついているわけではないので、これで構わないと考えられているのかもしれない。ただ、この規定にもし罰則がついていたら、刑事法の先生は恐らく黙っていないだろうと思います。こんな曖昧な構成要件では、とてもではないが刑罰を科すということはできないという議論が恐らく出てくるだろうと思います。しかし、そういう議論が出てきていないのは、これは罰則なしだから、要するにあまり強い法的効果を伴う規定になっていないからだというように恐らく言えるのだろうと思います。しかし、これが民事契約にそのまま流れ込んでくるということになりますと、契約の一方当事者に全面的な解釈権限が与えられるような状況が生まれてきてしまう可能性があります。具体的には、利活用機関によって一方的に利用者が個人情報保護法第19条に違反したというように判断されて、債務不履行解除だというような話になったり、あるいは将来にわたって全面的な利用停止処分を課すような利活用機関が出てこないとも限らないわけです。それは民事契約の在り方として好ましくないのではないかと印象を私は持っております。本来こういうものは、民事で一方当事者が強大な権限を背景にして、一方的に利用者の利用行為について評価を下していくというようなものではないと思っております。もう少し具体的で客観性の高いルールの在り方というものを考えるべきではないかと思えます。もしも利用者の行為を規制するのであれば、具体的にどのような行為が規制されるのか、規制の中身を、この仕組みを作る機関が、それが法務省なのかどこなのかというのはこの段階で何とも言えませんが、全体の制度設計を行う段階でどこかが明らかにしておく必要があるのではないかという気がいたします。明らかにするとっても事前には難しいというのは先ほど申し上げましたことでありまして、いろいろな事例が出てくる中で順次制度を作り上げていくという観点から、利活用機関一つだけではなく、法務省その他の関係者が一体となってそういった問題に対処していくというような仕組みを作っていく必要があるのではないかというのが私の意見です。すみません、少し長くなりましたが以上です。

山本座長：

ありがとうございます。よく分かりました。ほかにいかがでしょうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

先ほどの板倉先生のお話の中で、生データについては別ということで、それは非常に重要なポイントだろうと思います。そうではないものは結局判例データベース会社から受け取るのも同じことではないかということなのですから、正にそうでありまして、このスキームが走る前は全体の1%レベルの判決しか世の中になかったのに、今度はそれが網羅的に出てくるわけですね、100倍になるわけです。そういうような情報の量を前提に、様々な細部にわたるような情報も含まれている内容のデータが、現に生きている人たちに関連するデータが提供されるわけですので、そうすると、情報管理機関から直接データを渡される人たちだけではなくて、そこから一次利用者を介して二次利用をするという人についてもやはり同様に、網羅的な情報を悪用するという点について懸念はあります。その懸念に対してどう対処するのかということについてはもう少し考える必要があるかなど。個人情報保護法があるから大丈夫と言われても、破産者マップだって抑えられていないではないかというふうに言われるとそのとおりだと思うので、もう少し考えてみた方がよいのではないかと私は思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小町谷委員どうぞ。

小町谷委員：

ここで想定している不適切な利用というのがどのようなものなのかというのを考えていました。先ほど板倉委員が言われた、生データが提供されていて、それを取り扱うときには、氏名がまだデータ中に存在するときには、それを悪用して何らかの不適切な利用があり得るということは私も十分理解できるのですが、仮名化されたものを提供された後にどう利用すれば不適切な利用になるのかなというのがまだピンとこないのです。つまり、仮名化されているにもかかわらず、個人を無理やり特定するというようなことを想定されているのでしょうか。判決についての評価がたとえ間違った評価であったとしても、それをどのような形で意見表明するかは、私は自由でなければいけないのではないかと思います。この想定している不適切な利用をもう少し具体化しないと、つまり生データではないときにどういうことを想定しているのかということを考えないと、漠然と悪用の可能性があるというような一般的なおそれみたいな形で規制をかけていくことになり、基本的には判決が公開されているという趣旨にそぐわない可能性が出てくると思います。つまり、データの大量性によって起きることは、不適切な利用というのはこういうものなのだということのようなことが具体的に出てこないと、現時点で何らかの規律を設けるような必要性を私自身は感じてはおりません。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員どうぞ。

町村委員：

私が考えているのは、仮名化というのは復元可能だという前提で議論をしていますの

で、要するに個人名を特定した形で確保したものを二次利用するという前提です。ですので、全く個人名にひも付けられない形で判決内容を悪用するというのは私も考えられないです。復元可能性は、ビッグデータとかそういうことを言わなくても、事件番号は当然付いてくるでしょうから、そうすると裁判所に行って記録を閲覧すればそれで実名はすぐ出るわけなので、そういう意味では、仮名化と言っている限りにおいては、当然実名が復元可能なデータであるということを前提にした上での悪用の可能性ということを言っています。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

この論点は大きくは二つの意見に分かれたように思います。この論点 2 に書かれているような既存の法令あるいは契約等による処理ということで、基本的には問題ないのではないかと。ただ、その契約の中でどのような形の規律を設けるのか。米村委員からは、法令遵守義務のような一般的な議論では十分ではないのではないかと、もう少し具体的なものが必要なのではないかとというような御指摘もありました。宍戸委員の方からは、利用者のリテラシーのようなものを底上げしていくような取組が必要ではないかというような御指摘も頂きました。他方では、やはり濫用的な利用、破産者マップ・債務者マップ的な利用、あるいは名簿屋的な利用などといったことについて何らかの対応が必要ではないかという御意見もありました。これについては、生データを提供する場合とは別ではないかという御指摘があり、それはそうということかと思いますが、そうではない場合についても、そのデータを復元して個人を特定できるような形にして、それを乱用的に利用するという形態が考えられるとすれば、それに対して何らかの対応が必要ではないかという御指摘がありました。ただ、そのような対応については、鹿島委員からは、利用者の特定をするような記録を取っておくというような仕組みが必要ではないかという御指摘はあったかと思いますが、それ以上に具体的な御指摘はなかったかと思いますが、今のような形で論点は絞られてきていると思いますので、それを踏まえて事務局の方で、その具体的なことが考えられるかどうか、必要性があるかどうかも含めてお考えいただければと思います。この論点 2 につきましてはこれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして論点 3 の方に移りたいと思います。これも事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド 17 を御覧ください。論点 3 は、情報管理機関における民事判決情報の自己利用の在り方について御議論をお願いするものです。

スライド 18 を御覧ください。本検討会におきましては、これまで、情報管理機関の下で、民事判決情報の管理・提供等の業務を行ってもらうということを念頭に置いて検討を進めていただいたところですが、この情報管理機関においては、こうした業務の適正な遂

行が求められることは当然のことではありますけれども、逆に、その遂行に支障を来さない限りにおいては、ほかの業務を行うことは妨げられないのではないかと考えておりました。その当該ほかの業務を行うために自ら民事判決情報を利活用することも想定されるのではないかと思います。例えば、情報管理機関が公益的な目的による調査・研究のために民事判決情報を利活用するということも考えられなくはないかと考えております。そうした場合、その成果が国民に還元されるということであれば、民事判決情報を国民に提供する意義の実現にも資することになるのではないかとと思われるところです。他方で、利用者への提供と同様に情報管理機関が自ら民事判決情報を利活用する場合においても、訴訟関係人の権利利益の保護を適切に図る必要があるかと思ひますし、また、本検討会においては、情報管理機関から提供を受ける利用者との間で競争が生じることもなりかねないので、一定の規律を設けるべきであるとの指摘もありました。こうしたことも踏まえまして、情報管理機関における民事判決情報の自己利用についてどのように考えるべきか、御意見を頂戴したいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それではこの論点3、ややスペシフィックな論点かもしれませんが、情報管理機関における民事判決情報の自己利用についてどのように考えるべきかということについて、これも御欠席の方から御意見を頂いておりますので、事務局の方で代読をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。この論点については、増田委員と中原委員から御意見を頂戴しております。まず増田委員の御意見を代読させていただきます。

情報管理機関は生のデータを保有しているので、それを含めて活用することについては反対します。消費生活相談は地方公共団体が運営しますが、委託をするに当たっては消費者安全法で規定されています。消費者から直接、具体的な事業の内容、消費者のセンシティブな情報を受け付けますので、本来は行政が直接実施すべきですが、歴史的にも消費者団体が長く実施しているケースもあるところから定められたものです。現在、公益社団法人等以外にも民間の事業者が実施しているケースもあります。そのような場合に、内部ではほかの事業と明確に区分して実施していても、外からは情報を活用しているのではないかという不安を持たれるということも想定されます。そうした不安がないようにしていただく必要があるのではないかと思います。

以上になります。続きまして中原委員の御意見を代読させていただきます。

利活用の主体が情報管理機関であっても、利用に伴う規制はかかるはずであり、不適切な利用についてどのように対処するかが問題となることは変わりがないと思ひます。また、公益的な目的による調査・研究のための利活用が例として挙げられていますが、そもそも情報管理機関の枠内で情報管理機関として利活用するというふうに位置付ける必要があるのかについて疑問を感じました。情報管理機関として何らかの公益的な目的によ

る調査・研究をする必要があるとすれば、正に情報管理機関の任務として民事判決情報の加工・管理と並べてそれを規定するのが筋でしょうし、情報管理機関であるということとは別にそういった調査をするというのであれば、別の法人の名義で利活用機関となればよいし、混乱を防ぐためにもそうすべきなのではないかと思いました。要するに、情報管理機関による自己利用と位置付ける必要はないのではないかということです。

以上になります。

山本座長：

ありがとうございます。二人の委員からの御意見を御紹介していただきました。それでは、御質問・御意見を御自由にお出しただければと思います。どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

先ほど資料の中に記載のあった電気通信回線による登記情報の提供に関する法律で、オンラインで登記情報を提供している法務省の団体の指定要件として、第3条第3号において、その登記情報提供業務以外の業務を行っているときはその業務を行うことによって登記情報提供業務が不公正になるおそれがないものであることが要件になっておりまして、このような法律の規定を参考に考えますと、やはりほかの利用者であるとか国民一般の方から見て、情報管理機関の利活用方法というのがこのような不公正であるとされない限りは自己利用というのは許容できるものではないかと考えておりますが、生データを誰が利用できるのかというところが、情報管理機関だけが取り扱えるものなのか、それとも利活用機関も取り扱うことができるのかまだ少し分からない部分でもありますが、生データや公開されないデータという、裁判所から取得している何かしらのデータがもしあるのだとすれば、むしろ情報管理機関にしかできない調査や研究というものがあるのも事実ではないかと思っております。このような生データ等の取扱いというのは、どの機関ができるのか、あとどの程度許容できるのかというところで、情報管理機関の調査・研究の公益性や必要性、重要性というのは大きく変わるものと考えております。以上のことから、やはり一律に情報管理機関における民事判決情報の自己利用というのを排除する必要性は今のところないと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

こちらは禁止するとしても別の法人を立てることは可能だということが、禁止を提言される先生方からも言われているわけですが、別の法人になるとそこは法務省等の監督が及ばなくなりますので、もし監督をしたいのであれば許した上で、通常は契約で規律をすれば、その部分は行政からの監督で同等の規律をするのだという形にしておいた方が、むしろ完全に潜脱して別の法人を立てて、でもある程度情報は両方分かってしまうのだというようなことよりは良いかと思いますが、これは契約のところの論点1

の設計にもよりますので、視点だけお伝えします。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

代読いただいた二人の先生方から情報管理機関の自己利用に対する否定的な御意見があったところですが、私としてはそのように考えなくてもよいのではないかと、自己利用を認めてもよいのではないかと考えておまして、その観点から発言させていただきたいと思えます。厳密な意味での対比になるかどうかは自信がないのですが、医療情報の利活用に関わる現状存在しているバイオバンクのようなものは、基本的に自己利用を全て認めていると思われます。それで何か問題が発生しているかという、私の知る限りではあまり問題は発生していないと思えますが、それはもちろんルールがきちんとしているからです。自己利用であっても外部機関が利活用する際のルールと同等のルールで運用するという形になっています。私がいつも出口規制と言っている仕組みですが、バイオバンクから外部機関に献体やデータを出すときには、どういう利用者がどういう利用目的で何を利用するのかということについての審査、これは「利用審査」などと呼ばれますが、その種の審査があるわけです。その種の審査を、自己利用であってもきちんとして行った上で適正と認められた場合のみ利活用を許すというようなことで、ほかの利用者と同じルールに服するという形での自己利用が認められていますので、それで特段問題は発生していないということだろうと思えます。民事判決情報の場合も同じように考えてよいのではないかというのが私の基本的なスタンスです。もしもその自己利用に対して何かしらネガティブなイメージがあるのだとすると、それは本来情報管理機関以外の他者に提供されないような情報がある種特権的に利用して、何かしらの利用を行うというようなことを情報管理機関が行うということであるならば、それは問題があるということだと思います。そういうことにするのかどうかというのは、先ほど板倉先生がおっしゃった全体のスキームに関わるころだと思いますが、そういうことだとすると私も問題があると思えますので、そうではない形、つまり他者も利用できる情報を情報管理機関が自己利用するという限りにおいて問題がないというように考えているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

端的に言って、情報管理機関が自分で判決情報に付加価値を付けてデータベースとして一般の利用者に売ると、ほかのデータベース会社はそこにお金を払って買って更になそれを売るというスキームですので、情報管理機関が自らやるデータベースの方はその分安くなるということになるのですが、それは抑えなくてもいいということなのでしょうか、それともそういうことはなされないという何らかの抑えがあるという前提でのお話なのでしょうか。

山本座長：

これは事務局に対する御質問ですかね。

町村委員：

いえ、これは事務局というよりは、問題ないという御発言を頂いた先生方への質問ではあるのですが。

山本座長：

分かりました。では、もしお答えいただける方がいればお答えいただきたいと思います、その前に小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

町村先生の御質問にお答えする趣旨ではないのですが、私も御発言になったほかの先生方と同じような観点ですが、少しニュアンスが違うような気もするので、一応繰り返しもありますが申し上げます。やはりいくつかの話がここに混在してしまっていて、一つは仮に情報管理機関が何らかの意味で判決情報を利用することがあるとすれば、それは一般の利用者、少なくとも一次利用者と同じ規律に服さなければいけないというのがまず第1です。

それから第2は、鹿島先生が引用された登記情報の提供に関する法律の規定の裏側みたいな話ですが、やはりそれによって情報管理機関の本来の業務の部分が疎かになってはいけないということです。これまでも出ていましたように、利用の適正を図る、仮名化処理を適正にする、場合によってはその仮名化について不服申立があつたりして、その審査をする、それはそれなりに結構な業務量ではないかと私は思いますので、どういう主体を情報管理機関として想定するかにもよりますが、あまり自ら利活用する余力はないのではないかとというのが私の想定で、仮にそういうことをするのであれば、本来の業務に支障が出ないようにするべきであるということです。

第3は、米村先生と増田先生の御意見の中にも出ていたと思いますが、特に有利な地位でデータにアクセスをするというようなことが想定されているとすれば、それはあまり望ましいことではないか、あるいは認めるとするならば何か特別な規律が必要なことではないかと思われまして、先生方と少しニュアンスが違うというのは、私は禁止する必要はないかもしれないけれども、率直に言えばかなりネガティブな印象を持ちましたということです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。先ほどの町村委員の問い掛け等も含めて、ほかにいかがでしょうか。米村委員お願いいたします。

米村委員：

私は町村先生の御質問にお答えできる立場かどうかよく分からなかったのですが、町村先生の御疑問というのは、要するにほかの人は有償で相当高額な対価を払うことでしか使えない情報を、情報管理機関は無料で使えるというのが不公正だと受け止められな

いかという御質問だったのでしょうか。質問に質問で返すようで大変恐縮ですが。

町村委員：

端的に言えばそうですね。それをデータベースとして売るというのは、つまりデータベース会社の一部が情報管理機関に手を挙げて、それではかのデータベース会社より有利な形でデータベースを売るといようなことも認められてしまうのでしょうかということです。

米村委員：

なるほど。それに関しては、利用料相当額はやはり情報管理機関も払う必要があるというのは、十分あり得る制度設計ではないかと思えます。情報管理機関というのは、ある種信託における受託者のような立場にあるわけで、固有財産と信託財産は区別するという考え方をとることは十分あり得ると思うのです。固有財産の側で負担する形で利用料を信託財産の側に入れていくといようなことにすれば、その点の不公正さは防げるのではないかと。要するに、結局のところ利用料負担は情報管理機関にも発生するという点でいいのではないかと。ただ、それを同額にする必要があるかどうかは、私は今の段階では何とも申し上げられません。やはり情報管理機関が利用する場合には、情報の付加価値を付けない状態で利活用するということがあり得ますので、その場合の利用料相当額というのは通常の場合よりも低額でもよいという可能性もあるかと思えます。いずれにせよ、それは運用段階で細則のような形で決めればよいことで、あまり今の段階で細々と考えておく必要があるような問題ではないような気が個人的にはしているところです。お答えになりましたでしょうか。

町村委員：

ありがとうございます。ただ、それは契約自由の原則の中では少し実現できなさそうなので、何らかのルールが情報管理機関の定義の中に必要かという感じはしました。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員どうぞ。

板倉委員：

お答えしなければいけないかと思って発言するのですが、完全なデータベース会社は恐らく情報管理機関になることは想定されていない、何らかの公益的な法人がなることが想定されていると思えます。そうすると、情報管理機関がやる自己利用というのは、先ほどの論点1の方で言えば②、つまり研究等が想定されるのではないかと思えます。そこではあまり民業圧迫ということにはならないのではないかというのが一つ。仮に新規で①を、今まで投資していないのにデータベースを始めるといことであるとすると、これははっきり言ってうまくいくとは思えないので、やめろというふうに監督省庁の方から言っていただくということが適切なのではないかと思えます。それでもやるのであれば、公益法人が収益事業をやる場合は会計をいろいろ分けないといけませんので、実質的にはそれはきちんと払うのだといようなことになりませんが、とても成功するとは

思えないのでやめさせてもらってほしいという、研究の方はやっていただいてもいいですけれども、公益法人が今から新規に膨大なデータベース投資を行って別途でやるのはやめてほしいなと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。この部分も少し意見が分かれたところがあったのではないかと思います。基本的にはこのような自己利用については、反対あるいは相当ではないという立場からの意見が示されたところではありますが、それに対して、それは外部に提供する場合に比べて有利な条件で自分のところにある情報を利用するというのが問題なのであって、その部分を何らかの形で規制したり、そういったことを禁止したり、あるいは民業圧迫論の議論でも出ましたように、これは情報管理機関の性質とも関連する、あるいは今回は議論の対象になっていませんが、そういう一部に絞るかどうかというような話とも関係してくる面があるのではないかと思いますけれども、何らかのルール化を図るといような、そういう前提の下で、ある種不公正でないような自己利用法については排除する必要はないのではないかといいような御意見も出されたかと思えます。ということですので、事務局においては、今回出された御議論を精査いただいて、この点については次の段階でもう少し具体的な形で御提案を示していただければと思います。この論点3についてはよろしいでしょうか。

それでは、以上で第1の「利活用に関する規律の在り方について」という部分は一通り御議論をいただいたかと思えますので、続いて第2「民事判決情報の提供に係る不法行為責任について」ということで、論点4につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド20を御覧ください。論点4は、情報管理機関及び利用者に対する不法行為責任の免責の是非について御議論をお願いするものです。スライド21を御覧ください。御案内のとおり、これまで日弁連法務研究財団のPTにおいて、民事判決情報の利活用について議論がされてきましたが、その議論の中では、事業運営の安定性の観点から、仮名漏れに起因する不法行為責任の免責規定を設ける必要性があるのではないかといい指摘がありました。もっとも、ほかの立法例を見ても完全な免責を定めた例は直ちに当たらないところがございます。この点は、情報管理機関における免責の在り方、それから利用者における免責の在り方にそれぞれ分けて検討する必要があるかと考えておりますけれども、まず、情報管理機関につきましては、財団PTにおける議論では、公益的な目的で業務を行うし、そもそも民事判決情報は公開のプロセスを経て生成される情報であることから、適切な仮名処理を行うための手順や、安全管理措置を遵守している限りにおいては、直ちに不法行為責任が生ずることは考え難いという指摘がありました。他方、遵守されていない場合まで免責することは不相当であると考えられるように思われます。

次に、利用者につきましては、仮名漏れに気付かないまま二次利用者に民事判決情報を提供した場合の不法行為責任が問題になり得ると考えられますけれども、制度整備を通じて情報管理機関に仮名処理基準に従った適切な仮名処理が義務付けられる以上は、利用者が情報管理機関における適切な仮名処理を信頼するのは正当なことであると考えられまして、個別の事案ごとの判断になり得るとは思いますが、仮名漏れに気付かないまま当該民事判決情報を二次利用者に提供した場合に直ちに責任を負うことは考え難いといった考え方もあり得るのではないかと考えております。

こうした点を踏まえまして、制度整備を通じて情報管理機関や利用者が遵守すべき法令上又はこれに基づく契約上の義務が明確になって、こうした義務が遵守される限りは、直ちに不法行為責任が生じるとは考え難いとの指摘を前提とすれば、不法行為責任の免責等の特則を設けることまでの必要はないとも考えられるかと思いますが、この点について御意見を頂戴したいと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点4、情報管理機関及び利用者に対する不法行為責任の免責の要否・可否について、資料としては不法行為責任の免責等の特則を設けるまでの必要はないのではないかということですが、御議論いただきたいと思えます。この点につきまして、欠席の中原委員から御意見を頂いています。かなり詳細な御意見ですので少し時間がかかるかもしれませんが、事務局の方で代読を頂ければと思います。

事務局：

渡邊です。中原委員の御意見を代読させていただきます。

不法行為責任の免責等の特則を設ける必要はないという事務局資料の意見に賛同いたしますが、何点か補足的なコメントをお伝えします。第1に、仮名漏れによるプライバシー侵害が主として想定されるのはそのとおりだと思いますが、その上でいかなる事柄についての責任に関する議論なのか、つまり想定する責任原因は何かをなお明確にする必要があるように感じられました。事務局資料は、一方で、情報管理機関にせよ利活用機関にせよ仮名漏れの民事判決情報を提供したことについての責任を問題としています。確かに提供行為の部分を切り出すのであれば、プロバイダ責任制限法との対比なども念頭に置きつつ免責すべきかどうかを論じる価値はあるように思います。この点は後に触れます。

他方で、情報管理機関については、仮名化作業の過誤についての責任という視点も事務局資料では意識されているように感じました。仮名化作業の過誤は、情報管理機関の個々の従業員のミスに起因する場合もあれば、適切な仮名化作業のための人的・物的な体制構築の不備に起因する場合もあり、前者の場合には民法第715条の使用者責任が、後者の場合には民法第709条の一般不法行為責任が問題となるでしょう。これについて免責を考える場合には、国家賠償法上の免責が比較の対象になるかと思えます。これもまた後に触れます。もっとも、仮名化作業をいかに行うか、組織するかというのは正に行為規範の

設定の問題であり、それを遵守したか、遵守しなかった場合にはそのことが正当化されるかを正面から論じるべきであるように思われ、いきなり免責を認めようというのはそもそも少々荒っぽい議論のようにも感じられます。いずれにせよ免責の議論をするに当たっては責任原因として何を想定するかを明確にする必要がありますし、そこから外れるものはそもそも免責の対象とならないという意味で、議論の射程が限られたものであることを認識する必要があるように思います。

第 2 に、情報管理機関や利活用機関が直ちに不法行為責任を負うことは考え難いという認識は適切だと思えますし、この点を強調することは情報管理機関や利活用機関に対する萎縮効果を防ぐために有用なことだと思えます。その上で私なりに 2 点補足いたします。仮名漏れの民事判決情報の提供を責任原因として捉える場合のみ念頭に置きますと、一つには、情報管理機関が利活用機関に対し、一括して民事判決情報を提供したり、利活用機関が民事判決情報を一括して 2 次利用者によるアクセスが可能な状態に置いたりすること自体によってプライバシーが侵害されるというよりは、当該情報へのアクセスが実際になされ、当該情報が取得、悪用されることによって初めてプライバシー侵害とそれによる損害が発生するものと思われます。その意味で情報管理機関や利活用機関の責任が問題となる事態はそもそもさほど多いわけではないでしょう。もう一つには、事務局資料が取り上げているような比較衡量による責任成否の判断枠組みは、当該のプライバシーに関わる事実を公表したのものについて適用されるものであり、当該事実を適用したものの、責任の枠組みは別個に考えられるはずのものであるように思われます。そして、提供者としての情報管理機関や利活用機関の責任の成否を判断するに当たって肝要なのは、民事判決情報のデータベース化・オープンデータ化という仕組みの中でそれぞれの機関が民事判決情報の加工、提供についていかなる行為をすることが要請されているかであるように思います。それゆえに、当該仕組みにおいてそれが明確にされている限りは、責任を負う事態が頻繁に生ずることは想定されないという整理になるのかと思えます。当たり前のことを申し上げましたが、事務局資料に上げられているような利益衡量の枠組みを眺めると、情報管理機関や利活用機関の責任が直ちに生じてしまいそうにも思えますが、そうではないだろうということです。

第 3 に、以上のような留保はあるものの、実際に不法行為責任が生ずるという事態が全く想定されないわけではないのでありまして、免責を認めるに値するか否かという問題自体は確かに成り立つと思えます。これは不法行為責任を負う事態が多いか少ないかは論理的には別個の問題であり、その意味で事務局資料の記述には若干の混同が見られるように感じました。もっとも、結論として免責のための規定は設けなくてよいということには賛同いたします。以下、若干敷えんいたします。

先ほど述べましたように、情報管理機関ないし利活用機関における仮名化漏れ民事判決情報の提供を責任原因として捉えるとすると、情報の流通という観点から、事務局資料にも挙げられているプロバイダ責任制限法第 3 条の規律を参考にするということが考え

られます。もっとも、多種多様かつ膨大な情報を扱う特定電気通信役務提供者と、民事判決情報という特定の種類の限られた情報を扱う本スキームの機関を同様に扱うことはできないように思いますし、プロバイダ責任制限法自体、厳密な意味での責任制限というよりは責任を負うべき場合を明確化するものであり、今回の論点で問題とされている全面的な免責とは趣旨を異にするように思います。先ほど述べたような情報提供者の責任として不法行為の一般法で処理すればよく、かつそれが望ましいという印象です。

他方で、情報管理機関における仮名化作業の過誤を責任原因として捉えたとすると、民事判決情報のオープンデータ化という公益事業を担っていることを捉えて、国家賠償法上の免責と同様に考えることができるかという問いを立てることができるかと思います。国家賠償法上の免責は公務員個人について判例上認められているものであり、その趣旨は一般に、公務遂行の萎縮の防止に求められています。公務員は自己の職務上の行為の適法性を判断することが困難な場合が多いところ、公務員に個人責任を課すことで、公務の適正・果敢な運営を阻害すべきではないという考慮がある。判例上限定はないものの、特に私人に対する法益侵害の危険性が高い権力的な行政作用が古典的には念頭に置かれていると思われませんが、情報管理機関における民事判決情報の仮名化はそういった類いの作業ではなく、情報管理機関の従業員の個人免責を正当化するのは困難です。そうすると、その使用者である情報管理機関自体の免責も正当化されないことになり、適切な仮名化作業のための人的・物的な体制構築の不備のような組織的な過失についても同様に考えることになるのでしょう。したがって、国家賠償法上の免責との類比も難しいという印象を持っています。もっとも、この検討会で度々問題提起されてきた民事判決情報のオープンデータ化は、本来は国が担うべき事業なのではないかという点は更に検討を要するものと思います。仮にそのことが肯定されるとすれば、文字どおりの国家賠償責任の問題として国が責任を負う一方、情報管理機関の従業員や情報管理機関自体は免責される、これは最判平成19年1月25日の民集61巻1号1頁を参照してください、という解決にもなり得るからですが、これについては定見を持ち合わせておりません。

以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。大変詳細な御意見を頂戴したところでありますが、それではこの点につきましての議論に入りたいと思います。御自由に御発言を頂ければと思います。町村委員お願いします。

町村委員：

中原委員の詳細な御検討と自分の意見が本当に一致しているかよく分からなくなりましたが、基本的には賛成なのかなという印象は持ちました。私なりに表現するならば、基本的に資料にあるように、仮名漏れに起因する不法行為責任という点では、その仮名化処理の適正な運用をしている限りにおいては免責されるべきではないかなと思っているのですが、その適正な処理というのが不法行為法上の過失の有無に直結するのであれば、つ

まり適正な運用をしていけば無過失だと言える限りにおいては、免責要件等は付ける必要はないということにもなるかと思えます。ただ、以前のスキームでは、限られた利活用機関に情報を提供するというスキームだったので、情報管理機関が仮名漏れをして、それが流れてしまった場合にも情報管理機関に修正を求めれば、利活用機関に対しても追跡をしていって仮名漏れを修正するということが可能な前提で議論をしていたような気がするのですが、もう利活用機関という位置付けをやめて、かなり多くの利用者が直接情報管理機関から情報を受け取るということになると、そういうような情報管理機関で、仮名漏れがありましたからこれを直してくださいという形での修正というのが利くという前提での議論というのは、ひょっとしたらとれないのかなという疑問もあるところがあります。だからといって、仮名漏れを一切無くすようにするということはもともと無理ですし、せいぜい軽過失免責のような規定があると、訴えられるリスクというのは減るのではないかというふうには思うのですが、そうするかどうかは一つの論点として考えるべきことかなと思えます。基本的にはそれも要らないかと思っていますけれども。ただ、むしろ逆に、情報管理機関は仮名漏れについて指摘を受けたらそれに適切に対応するという事後的な義務のようなものも、そういうことで代わりになるのではないかということ考えています。結論をまとめて言うと、不法行為責任の免責はあえて必要ないかもしれないけれども、仮名漏れは事前にも事後的にも気を付けられるだけ気を付けるというそういう方向の規定を充実させるべきと考えているところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

私も町村先生と同じ意見ですし、資料に引用されている日弁連法務研究財団 PT のまとめと同じ意見であり、これと中原先生がおっしゃったことは同じような気がするのですが、あまりに精緻な分析だったので、文字で拝見しないと隅々まで一致しているかどうか分からないというのもそのとおりなのですが、一応私の言葉で言い直すと、引用してある財団 PT の報告書にあるように、まず適正な仮名処理についてある種の基準が出ている、これが恐らく前提であろうと思います。それをどのような形で出していただくのか、省令のような形で出していただくのか、あるいは情報管理機関の認定の要件の方に作り込んでいただくのか、その辺りは考え方がいくつかあり得るかと思えます。

それで、情報管理機関はその適正とされる処理手順を守ることが前提で、それを守っていれば逆に民事責任が発生するということは情報管理機関としての責任としても、それから、こういう団体の場合は時々団体を飛ばして役員等の個人責任を追及することもあり得ますけれども、そういう類型だとしても定められた規律を順守している限りにおいては、民事責任が認められるということは恐らくないであろうと。その前提で法律による免責の規定は不要であろうというふうに考えます。中原先生の分析の枠組みを使えば、それは仮名化作業の過誤に基づく責任の問題ということになると思います。そして、

仮名化作業には過誤はなかったという前提で、結果的に仮名漏れが出てしまったという場合の判決データを取り扱うことに伴う責任、これは情報管理機関、それから一次利用者のうちの事業者的な一次利用者にもあり得るところではありますけれども、これも書いていただいているとおり、このスキームの中で、しかも情報管理機関が所定の手順に従った仮名化処理を行っているということについて、特に疑問を生ずるような状況がないということであれば、そこに不法行為責任が認められるという余地は事実上ないのではないかと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。板倉委員お願いします。

板倉委員：

精緻な議論をされた後に入れてほしいというのは言いづらいのですが、私は完全免責ではなく、軽過失免責は入れた方が良くはないかと思えます。それは割と実務的な理由なのですが、全ての判決が来て、全て仮名化して出すという、割と逃げられない立場に情報管理機関は置かれますので、もちろん一定の基準が設けられて、それに従っている限りは法令行為なのだから、いずれにせよ不法行為は認められないのだというはそのとおりなのですが、判例データベースの会社はどの判例を出すかについて、どういうふうに仮名するかについて裁量があるわけですが、全ての判決を取り扱わなければいけないということだと、必ず仮名漏れなどは起きます。その際に、給付訴訟ですので却下はありませんから、常に対応しなければいけないとなると、情報管理機関の負担は重いだろうと思えます。非常に実務的な理由です。軽過失免責にしておいて、あまり訴訟が起こらないようにするというのを政策的に入れておいてあげた方が、情報管理機関を担うところはやりやすいのではということです。中原先生に怒られそうな理由ですが、軽過失免責は入れておいた方がいいのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。巽委員お願いいたします。

巽委員：

責任の成立要件ですとか免責の実質的な部分は、私は定見を持ち合わせていないのですが、中原委員のコメントの中で国家賠償の仕組みに言及がありましたので、その点についてのみ若干コメントをさせていただきます。中原先生が後半でおっしゃっていたのは、民事判決情報のオープンデータ化というものが本来的には国の事務であって、情報管理機関というのは国のその事務を委託されて遂行する何らかの法人である、という整理が仮になされるとすると、民法の話ではなくて国家賠償法第1条第1項の話になり、途中で言及された最判平成19年、これは都道府県から社会福祉法人に児童養護施設に関する事務が委託されたという整理がされている事案ですけれども、大本の事務遂行主体であるはずの県が一括して損害賠償責任を引き受けて、社会福祉法人とその従業員は国家賠

償法第1条第1項の責任を免責されるにとどまらず、民法第709条の責任も第715条の責任も負わないという枠組みを採用した判例なのですが、大本の判例のオープンデータ化という事務がもし国に帰属するのだとすると、そういう枠組みが成立する余地があるのではないかということの中原先生は最後におっしゃっていたのだというふうにもまず受け止めました。

データベースを構築するという話も、民事判決情報オープンデータとして世の中に提供していくということも、本来的には国の事務ではないかという印象を私はずっと持っているのですが、恐らく私がそうした話を何回もこの会議でしたことを受けて、中原先生も整理をしていただいたのだと思うのですが、それが裁判所の事務ということになりますと、日本国憲法上の裁判所ないしその司法機関の位置付け、ないしはそこが引き受ける事務との関係で整理を要するということになるろうかと思えますし、仮に裁判所の事務ではないとすれば、何らかほかの国の行政機関がオープンデータのところだけ事務として引き受けるということも、理論的にはあり得なくはないというような印象も持っておりまして、この点は本来大前提として非常に大きな問題であろうと思えます。私は、これはガバナンスの仕組みとして、情報管理機関をどういうものとして仕組むかに影響する論点だと思っていたのですが、ひょっとするとこの免責のところにも、国家賠償法の適用を通じて影響する論点かもしれないということも、中原委員の御指摘を受けて気付きました。その意味で、やはり非常に大きな話だということも再確認いたしまして、ただ私はまだ理論的な整理がついていませんで、そういう話につながるということだけコメントしたいという趣旨でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

まず、直前の巽委員の御発言との関係で1点申し上げますと、私もそもそも論として、この民事判決オープンデータ化が国の事務であるという前提に立つ場合には、国家賠償法の問題になり得るといってその整理自体については賛同いたしますが、果たしてその出発点となる前提命題が取れるかどうかということに関しては、かなり懐疑的な印象を持っております。御紹介いただいた中原委員の詳細な御意見でも、必ずしもそのような整理を本線としておっしゃっていたわけではないのではないかと思います。耳で聞いただけでは正確に理解できていないかもしれませんが、必ずしもそのような整理を本線としておっしゃっていたのではなく、そういう整理もあり得るけれども結論的にはその整理はとらなくてもよいという御趣旨だったのではないかという気がしましたので、私自身もそのような印象を持っているということを最初に申し上げたいと思えます。その上で、情報管理機関に関して、仮名化の処理における仮名漏れ等の過誤があり得るところはそのとおりかと思えます。必ずしも不法行為法上の過失ということではなく、避けられないものとしてそういった事態が生ずることはあり得るわけで、それについて、果た

して免責という規定を置かなければならないような状況があるかどうかというのが多分ここでの問題状況なのではないかと思えます。中原委員のコメントの中で、事務局資料に混同がみられるという指摘があったような気がするのですが、私はあまり混同だとは思っておりません、やはり本来責任を負うケースが少ないのであれば、免責規定を設ける実際上の必要性が乏しくなるということが言えるかと思えます。論理的にはあり得るとしても現実の事例が少ないものについて、国民の反発を受けるようなものを無理やり通してわざわざ規定を設けるというようなことは、あまり好ましいことではないというように思いますので、その点は必ずしも混同ではないのではないかと私は思っております。基本的に私は事務局資料に賛成の立場でありまして、そういった形で民事不法行為責任を負うケースが少ないという分析に立つ以上は、こういった免責規定を設ける必要性は乏しくなるように思います。免責規定を設けるコストがゼロならば、ないよりはあったほうが良いということで設けるということはあるのですが、私はコストゼロだとは思えないのです。こういった民事免責規定を設けるというのはかなり異例のことでありまして、国賠の話が出ましたが、よほどに強い、政策的と言っていいか分かりませんが法的要請がある場合にのみ、そういった免責規定が設けられている印象があります。もしも、一般の事業者が損害賠償責任の全部免責の規定を例えば契約書に設けた場合には、消費者契約法によって無効にされるという関係にあるものですので、こういうものは相当強い理由がないと入れてはいけないというのが多分一般的な認識ではないかと思えます。したがって、そこまでの強い理由がない以上は、やはり入れるのは適切ではないという結論に達するのが自然だろうと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。御意見を伺う限りにおいては、この論点で書かれてあること、不法行為責任の免責等の特則を設けることまでの必要はないのではないかということについて、御賛同の御意見が大勢であったと認識をしました。理由においては、それぞれ若干ニュアンスに相違がある点もあったかと思えますが、結論的にはそういうことだったかと思えます。ただ、板倉委員の方からは、全免責はともかくとして軽過失免責は、政策的な観点ということだったかと思えますが、入れていいのではないかという御指摘もありました。それから国家賠償との類比の問題は、今回のこの事務をどういうふうに位置付けるのか、国が担うべき事業というような位置付けを前提にするのかどうかと、かなり大きな問題に関わるところでありますが、この点につきましても、ただそれを理由として積極的に国賠と同じような形にすべきだというまでの意見はなかったように理解をしました。ということですので、事務局においては、基本的には今回提起されていた点は検討会でも受け入れられていることかと思えますが、いくつか提起された問題については、最終的なゴールに向けて検討を更に深めていただければと思います。よろしいでしょうか。

これで今日御検討いただくべき事務局で用意したところは御議論いただけたかと思

ますが、何か言い残した点や全般的な点でも結構ですけれども、ございましたら御発言をいただければと思いますがよろしいでしょうか。

それでは本日の議論はこの程度とさせていただければと存じます。それでは、事務局から今後の日程等について御説明をいただければと思います。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定は、会議用資料として配布した資料のとおりとなります。議事の詳細は後日、事務局から連絡を差し上げたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、本日の会議はこれにて終了いたします。長時間にわたりまして熱心な御議論を賜り、誠にありがとうございました。次回以降も引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。